

中小企業の皆様へ ものづくりマイスターを派遣 いたします！！

厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」

静岡県地域技能振興コーナーでは、中小企業の若年技能者を対象に「ものづくりマイスター」を派遣し、実施指導致します。昨年度利用された事業所以外の方は一定範囲まで費用は無料です。

マイスター派遣についてどんなことでもご相談ください。

- ・技能検定試験を受けたい
- ・指導する人材が不足している
- ・人材育成を行う時間がない
- ・人材育成をおこなうための予算がない
- ・マイスター派遣の内容を知りたい
- ・どういう職種があるか知りたい

相談無料

ものづくり マイスターとは

高いレベルの技能、一定以上の実務経験、指導力をもち、厚生労働省の認定を受けた方です。
建築業・製造業の111職種が対象分野

マイスター派遣

原則20回まで無料で実技指導
1日の指導時間は3時間程度
マイスター費用は負担致します。
材料費は1人1回2,000円まで負担します。

指導内容

基礎的な指導を希望する場合は、技能検定2～3級相当になります。

■お気軽にご相談ください

静岡県地域技能振興コーナー

(静岡県職業能力開発協会)

〒424-0881 静岡市清水区楠160 TEL.054-344-0202 FAX.054-345-2397 担当：小林
E-mail：h.kobayashi@shivada.ecnet.jp

詳しくは、ホームページをご覧ください。<http://www.shivada.com/skillstraning/>

裏面にも詳細

ものづくりマイスターを派遣いたします!!

厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として、ものづくりマイスターを派遣し、従業員の皆様に実技指導をいたします。是非従業員のキャリアアップにご活用ください!!

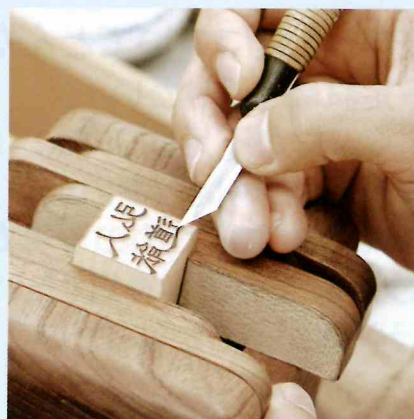
ものづくりマイスターの実技指導とは

- 1 厚生労働省の創設した「ものづくりマイスター制度」により認定された技能者が、マイスターとなります。
- 2 企業の「ニーズ」に応じたオーダーメイドの実技指導をいたします。
- 3 実技指導は、無料です。
- 4 フレックスな実技指導を計画いたします。
- 5 実技指導で使用する材料費(1人1日 2,000 円を上限)は、当コーナーでお支払いいたします。(20 日を限度)

マイスター派遣実施例



機械加工



印章彫刻



建築板金



金型製作

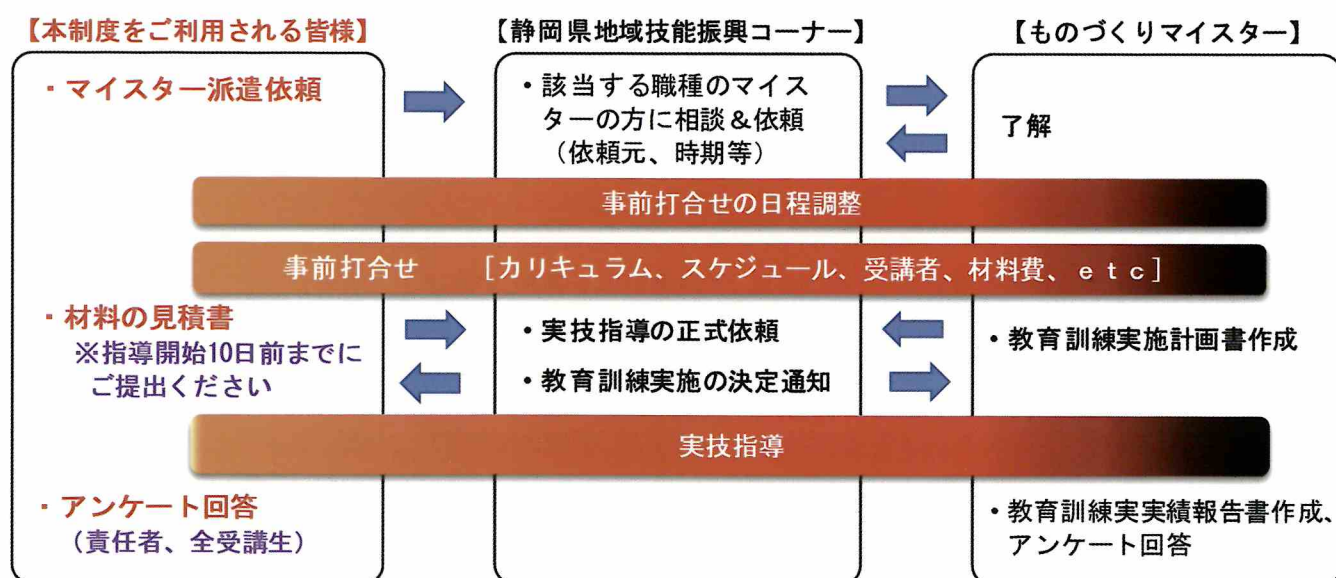
ものづくりマイスターが、中小企業の若手の技能者の方に技能検定2, 3級レベルの技能の指導を行います。

静岡県内のものづくりマイスター登録職種(人数)

(令和4年3月末現在)

造園	15	鋳造	1	金属熱処理	3	機械加工	30
放電加工	2	鉄工	1	建築板金	27	工場板金	2
めっき	1	仕上げ	6	切削工具研削	1	機械検査	7
ダイカスト	1	機械保全	8	電子機器組立て	6	電気機器組立て	3
産業車両整備	1	内燃機関組立て	2	油圧装置調整	2	建設機械整備	4
冷凍空気調和機器施工	3	婦人子供服製造	7	紳士服製造	1	和裁	8
寝具製作	16	プラスチック成形	8	石材施工	6	パン製造	2
菓子製造	7	建築大工	34	かわらぶき	20	左官	29
タイル張り	14	畳製作	26	配管	14	型枠施工	1
鉄筋施工	20	防水施工	1	樹脂接着剤注入施工	1	内装仕上げ施工	28
ガラス施工	1	テクニカルイラストレーション	3	機械・プラント製図	3	金属材料試験	2
貴金属装身具製作	4	印章彫刻	13	塗装	5	広告美術仕上げ	6
電気溶接	5	電工	1			合計	412

実技指導の作業の流れ



ものづくりマイスター



令和4年度ものづくりマイスター制度のご案内

(企業編)

実技指導に係るご説明

静岡県地域技能振興コーナー

(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりマイスター制度(以降、本制度という)は、若年技能者を対象に技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、実技指導を行い効果的な技能の継承や後継者の育成を図るために、ものづくりマイスターが実技指導する制度です。

○実技指導の条件

- ・企業規模:派遣については中小企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する)の従業員が対象です。
- ・受講者は原則35才未満とし、35才以上の場合は未習熟者であれば申込み可能です。
- ・受講者は1名から利用可能です。(基本は複数の方の受講をお願いします。)
- ・実技指導回数(一つの派遣依頼に対して)

受講対象	実技指導回数
中小企業等	1回～20回

※複数種目を一人の方が受講できる回数は合計20回までです。

- ・安全な指導のために

1日の実技指導は、3時間程度を目安としています。(要相談)

受講者数、指導内容、利用する設備数等を総合的に判断し、適切な受講者数に分割して受講頂く、または、複数のマイスター/補助者の体制にする等をおこないます。

○費用・場所

■昨年度及び今年度に派遣実績がない場合

実施指導に必要な検定材料(消耗品)及びマイスターへの謝金・旅費は規定内において当協会が負担します。

- ・マイスターの費用 : 静岡県職業能力開発協会(以降、当協会という)が負担します。
- ・材料費補助 : 受講者一人1回当たり、下記金額を上限として実費を当協会が負担します。
但し、工具/書籍等の購入は対象外です。

受講者1人1回当たり(上限)	2,000円(消費税別)
----------------	--------------

- ・材料の手配は、マイスター制度をご利用される皆様をお願いします。
- ・材料購入時の請求書は、“静岡県職業能力開発協会長”宛にしてください。

- ・実技指導場所 : 皆様の施設にて行います。

但し、皆様に適切な設備がなく、かつ低廉な公共職業訓練施設等がある場合、その施設を利用します。その賃借料は、当協会が負担します。

この場合、受講される方の施設までの交通費は、ご利用される皆様の負担となります。

- ・障害保険 : 万一の事故に備え、責任者/受講者の方、及び設備の保険に入ります。(当協会負担)

■昨年度及び今年度に派遣実績がある場合、大企業の場合

全ての経費を負担する場合に限り、ものづくりマイスターの派遣指導を行えます。(要相談)